

審 査 決 定 報 告 書

文教福祉委員会

令和5年第1回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第3号ほか18件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、3月16、17、20日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第3号 水戸市動物愛護基金条例

本案は、動物愛護基金を設置するため新たに条例を制定するものであり、これまでの寄附金の受入状況について、基金の活用方針等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例

本案は、国の基準省令の改正に伴い、自動車運行時における児童の所在確認を義務付けるなど関係規定の整備を行うものであり、策定が義務付けられている安全計画の検討項目について、送迎用自動車にブザー等の安全装置を設置した際の確認方法について、安全装置の設置を怠った際の罰則規定の有無等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「全国一斉に安全装置を設置することになり、機器の不足が生じる可能性がある。児童の安全確保のため速やかに対応するとともに、設置した際の確認方法について十分検討されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分

本案について、第3款民生費では、福寿のつどいの事業方針について、小中学校新入生応援金の対象者及び支給時期について、放課後学級の民間委託について、子ども会の現状及び本市の考え方等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「福寿のつどいについては、参加者等の意見を踏まえた上で、事業内容を十分検討されたい」、「小中学校新入生応援金の支給に当たっては、申請漏れのないよう丁寧な事務手続きに努められたい」、「放課後学級については、児童が安心して利用できるよう支援員の処遇の充実を図られたい」等の意見が出されました。

次に、第4款衛生費では、保健所の体制強化について、出産・子育て応援ギフトの支給内容について、伴走型相談支援の相談体制について、子育て世帯訪問支援事

業における対象者の選定等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「感染症対策等のため保健所職員の増員が図られたことから、さらなる業務の推進に努められたい」、「出産・子育て応援ギフトについては、対象者のニーズや事業目的に則したものとなるよう制度の充実を図られたい」、「伴走型相談支援事業については、より相談しやすい体制づくりに配慮されたい」等の意見が出されました。

次に、第10款教育費では、学校部活動における外部人材の活用について、小学校特別支援教育に要する会計年度任用職員の採用について、屋内運動場への空調設備の設置等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「学校部活動における外部人材の活用については、効果的な運営体制の構築に努められたい」、「小学校特別支援教育に要する会計年度任用職員については、児童の教育環境を整える資質能力を有する職員の採用に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

- 4 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算(第11号)中第1表中歳出中第3款(民生費)、第4款(衛生費)中文教福祉委員会所管分及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款(民生費)及び第10款(教育費)並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分

本案については、小中学校給食に係る物価高騰対策費の算出根拠について、石川小学校長寿命化改良事業の工事スケジュール等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第12号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第13号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例、議案第18号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第25号 令和5年度水戸市介護保険会計予算、議案第26号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算、議案第28号 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算、議案第34号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算(第2号)、報告第1号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第10号))中別表中歳出についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決、承認すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第9号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例、議案第10号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する

条例，議案第 11 号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例，議案第 20 号 令和 5 年度水戸市国民健康保険会計予算，議案第 27 号 令和 5 年度水戸市後期高齢者医療会計予算についても，種々質疑応答を重ねた後，採決の結果，いずれも賛成多数をもって，原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第 3 号，議案第 8 号，議案第 9 号，議案第 10 号，議案第 11 号，議案第 12 号，議案第 13 号，議案第 14 号，議案第 17 号，議案第 18 号，議案第 19 号中第 1 表中歳出中第 3 款中文教福祉委員会所管分，第 4 款中文教福祉委員会所管分及び第 10 款中文教福祉委員会所管分並びに第 3 表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第 20 号，議案第 25 号，議案第 26 号，議案第 27 号，議案第 28 号，議案第 33 号中第 1 表中歳出中第 3 款，第 4 款中文教福祉委員会所管分及び第 10 款中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費補正中第 3 款及び第 10 款並びに第 3 表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，議案第 34 号

以上，原案を認める。

報告第 1 号中別表中歳出
承認する。

上記のとおり報告する。

令和 5 年 3 月 23 日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

文教福祉委員会
委員長 袴塚 孝 雄